

〔大阪体育大学紀要
第28巻 (1997) pp.109-121〕

複雑系の倫理学序説

齊藤了文

Introduction to the Ethics of Complex Society

Norifumi SAITO

BULLETIN
OF
OSAKA UNIVERSITY OF HEALTH
AND SPORT SCIENCES

〔大阪体育大学紀要
第28巻 (1997) pp 109-121〕

複雑系の倫理学序説¹⁾

齊 藤 了 文

1997年3月31日受付

Introduction to the Ethics of Complex Society

Norifumi SAITO

In this paper I will elucidate some ethical features of complex society. By complex society I mean real society in contrast with ideal society and large society in contrast with family or friendly society. Only with friendly relationship we cannot live with each other in complex society. We cannot make friends with only ten thousands persons. Then we need some objective and cool laws.

And in this context these laws are not orders of the power, but the system arranging human relations. According to psychological theories modern concepts of individuals are not unsatisfactory. And so the concepts of autonomous individual or self-consciousness are not fundamental in our ethical model. Not cause but effect is important. In this case our ability of predictability is essential in the ethics of complex society.

Owing to non-linearity of laws we human beings cannot forecast all effects of our actions. This entails that our society needs some experts. We are afraid they may run away. Opening of information is one possible means.

第1節 基本的な立場

現実の社会のリアルな条件を考慮に入れた上で「よく生きる」ことを考えていきたい。そのための準備作業をすることがこの小論の目的である。「リアル」な条件といつてもその定義はなかなか難しい。ここでは、理想的世界の人間関係を語るのではなく、今生きているこの世界の人間関係をうまく記述するモデルを提案したい。そしてそのモデルとして、複雑な社会に住む限定された合理性をもつ人間を考える。そして複雑な社会のコントロールシステムを記述することによって、哲學的に考察すべき問題を取り出すことが最終の課題である。従って、まず複雑な社会という条件が何

を含意するかを解明し、その場合の人間をどのようなものと見なすかというモデルをもう少し詳しく述べる必要がある。

複雑な系というのは、個人の能力の限界のために、世界の情報のすべてを収集し処理することができないシステムである。この客観的側面は、多数の人間が住んでいるという条件であり、そこで要請されるルールが互いに矛盾することもあるというような仕方で相互作用するという条件である。

市民社会の自由な自律的人間のモデルは「経済人」のように、完全な合理性を仮定したものになっている。つまり、利用できる選択肢の中から「最良」のものを選び取ることができると考えられて

いる。これによって商品の価格さえつけば市場はうまく機能することになる。しかし、そのような仮定は人間の記憶能力や計算能力を考えてもとても無理なことは明らかだ²⁾。従って、それに代わる「経営人」が差し当たりのモデルになる。彼は、最適化をする代わりに、ある程度満足し、現実の一部分だけを考慮することで満足する³⁾。人間は完全な合理性をもつてなく、限定された合理性しか確かにもっていない。このように人間についてのできるだけリアルなモデルを考えて、その上である程度幸せな社会生活をするための条件を考えていきたい。そのために、経済学の知見を適用するだけでなく、更に心理学研究から得られた事実、法学の現実、人間の情報処理能力の限界を考慮に入れたモデルを考えたい。

次に倫理学について述べる。倫理学とは人間関係を考えていく学問だと言われる。例えば和辻哲郎は、「単に個人的主觀主的道徳意識を倫理という言葉によって現すのははなはだ不適當である」と述べ、更に「倫理学とは人間関係・従って人間の共同態の根底たる秩序・道理を明らかにしようとする学問である」と述べる⁴⁾。この小論も和辻に倣って、主觀的決断といったものにあまり強調を置かず、人間関係の学問という程度の広い意味で倫理学を理解しておく。

この複雑な社会に、限定された合理性しかもたない人間が「よく生きる」ためには、どのような条件が必要であり、どういうことを考慮すべきかということが、この小論で論じたいことである。

第2節 複雑な社会をコントロールする手段としては友愛よりも法が優れている。

問題となることは、現実の生活の幸福にある。つまり、結果が問題である。(意図を強調することの問題点は、第5節で論じる。) この立場からは、(心やさしい) 宮沢賢治が一億人いても、人口問

題と結びつく環境問題は解決しないだろう。そして逆に、田中角栄のような人が一人いれば解決するかもしれない。

「どんなに悪い事例とされていることでも、それがはじめられたそもそものきっかけは立派なものであった」とカエサルは言う。

また韓非子は、「民は固より勢に服するも、能く義に懐くこと寡し」と言う。孔子は聖人だが義を実践することは普通の人々には困難なので、弟子となってつきしたがったのはわずかに70人にすぎない⁵⁾。

このように、個人の意図の善ですべてが決まるわけではない。また、目的の善さで話が終わるわけでもない。つまり、理想社会という目的を立てた上でテラーシステムや計画経済をめざしても思わぬ落とし穴があるというのが複雑な社会だ。工学の言葉で言えば、複雑系は多くのものの相互作用が存在する、非線形システムと表現できる。

さて、例えば嫁と姑の関係は通常は多くの複雑な人間関係を含むが、彼女らも最初から対立しようとしたとは思えない。しかし愛情は通常余りにもローカルなシステムなので人間関係を複雑にすることがある。このような事例を考えると少なくとも、「愛情」のようなもので、大きな社会のすべての人間関係がうまくいくようになるとは予想できない⁶⁾。

また、愛情を含めた感情のシステムは、「いま・ここ」にうまく適応する古い脳のシステムだと言われる⁷⁾。これは、野性の状況で、しかも瞬時に反応することが要求される状況では非常にうまいシステムだと思われる。しかし、複雑な現代社会の状況に反応する場合には、いろいろ不適合が生じている。

しかし例えば、博愛というタイプの友情や愛情に基づく社会制度を考えることはできると言われるかもしれない。そして、その場合には人間関係

が温かく、それを社会全体に拡大できれば非常にいいと思われている。しかし、友人は知る機会の多い人である。つまり、われわれ人間は、いくら付き合いがよくても、一生の間に友人や知り合いを1万人ももつことはなかなか難しい。そして、友人関係のあったかさは、相手と共有する情報量に依存する。友情は小さな社会を作り上げるためにの絆としては役立つだろう。しかし、少なくとも、全く知らない人に対して、気配りをするのは難しい。

たとえリーダーが、部下の心をすべて掌握していても、掌握している人数には限界がある。人数が多い場合には、見知らぬ人が多い。彼らが何を考えているかを考慮して気配りをすることはまず不可能だ。だからその人々と調和して生きていくためには、法のような客観的なものが必要になってくる。ここでいう「法」とは、多くの人が①平等に従う②予め設定した③明示的規則のことを考えている。もちろん法はある意味で近似システムであり、人間関係の問題を十全に取り扱えるとは思えない。しかし、人数の多い「複雑な社会」においては、差し当たり法に基づく社会をつくるしかない。

感情のような人間の認知システムに基づいて複雑な社会のコントロールシステムを考えることは無理である。いわば、建前として孔子の仁愛の説を尊重していても、実質的には韓非子の法家の考え方を取り入れないと大きな社会は扱えないということである。小さなグループではうまくいくシステムの原理も大きな社会ではそんなにうまくはいかないのだ。

第3節 人間に対する法の位置づけ

さて、人間関係には様々なルールや規則が存在する。ただこの複雑な社会においては、幾つかの法則（例えば十戒のような）を守れば道徳的問題

は解決されると考えることはできない。この点を示すことがこの小論の一つの目的である。

ここで、「刑法のイメージ」と「民法のイメージ」を対比してみよう。刑法のイメージでは、人間として守るべき法が決められていて、それを守れるかどうかが問題である。典型的な場合には、法は神や理性更には国家によって与えられたものとされる。そして人間は法を守ったり守らなかつたりする自由をもつたのだから、そこに人間の行った行為の責任が生じる。従って、法が正しいといえるかとか、人間の自由が根本的な問題になる。

それに対して、民法のイメージは、少し異なる。民法ではお互いに間違いを犯しうる人間同士の紛争を調停することが問題になっている。だから、ここで使われる法は上から与えられることが問題になるのではない。いわば、神法に反するか否か、有罪か無罪かというものでなく、人間同士の関係を調停するのが民法の典型となる。人が行為すれば、多くの法が関わり、そのうちのどの法が今主として問題になっているかの確定も難しくなる。また調停という場合には、相互の権利関係を比較衡量しなければならない。人間関係の問題、従って倫理学の問題を、民法のイメージを使って考えてみたい。

イエリネットの有名な言葉に「法は倫理の最小限である」というのがある。彼は個人倫理を偏重する近代倫理を批判し、社会倫理の基底的意義を強調したうえで、法は客観的に、社会の存立のために必要な社会倫理の最小限しか要求せず、主観的にも、倫理的心情の最小限で満足するという二重の意味で「倫理的最小限」であると主張した⁸⁾。私の論点は、民法に関してこの最小限を解明しようというものである。そしてそれが倫理を理解する場合の基準になると言いたい。もちろん刑罰にあたるものも何か必要かもしないが、それはそれはこの小論では副次的なものとして扱う。

だからその立場からは、国家に対する人間の自由の問題のような絶対的なものに対する反逆や挑戦の問題は扱わない⁹⁾。

そしてさらに、刑法のイメージではなくて、民法のイメージに従うと、工学の実践と重なる部分が見つかる。工学でも、いいルール、法則といったものは科学的研究によっても多数発見されている。そのうちのどれを、この家の建築で用いれるかが問題であり、また建設期間や資金を考慮に入れた上で家の大きさを決定することが工学の実践の問題だ。つまりルールはある程度認めた上で、それを具体的にどう使うかが問題になっている。

例えば、車からタバコのポイ捨てをする。この行為が絶対に悪い行為なのかそうでないのかを問題にするのが、刑法のイメージである。しかし、ゴミ問題はそのような問題ではない。例えば道路上のゴミは、掃除人を市が雇えばその問題は解決する。しかし、雇用のための賃金を市税からどの程度出すのがいいかは問題である。また、個人としては欲望にまかして様々な行為をする。そしてそれはある程度許される自由である。しかしそう考えずに、ゴミのポイ捨てはだめだとして、禁止法を作ると、アメリカの禁酒法のようなことが起こるかもしれないし、シンガポールのように路地裏はゴミの山になるかもしれない。希少性と人間の実際の心理を考慮しなければならない。これは、民法の立法における問題というよりも、より行政に近い問題設定だ。にもかかわらず多くの現実的条件を比較衡量してきた規則を、ここではまとめて民法のイメージと呼ぶことにする。

法律に関して、刑法をモデルとして考えるのではなく、民法をモデルにして考えていく。民法は財産関係が中心になるがその点はともかくとして、法の相互作用（つまり個人間の法的争い）の問題を扱うことを強調したい。それに対して、刑法をモデルにして考えると、ある意味で多くの人を無

罪にすることがその理想とも考えられることになる。刑罰という不快の量を減らすために、人間についての理解を変えていこうというインセンティブがあるように思える。神や国家との関係で人間を理解するのは何かおかしいように私には思える。

それに対して民法は、人間同士の関係を問題にする。人間が全く自由だと考えるにせよ、不自由だと考えるにせよ、同等の立場に立った上で、人間関係の問題を考えようとしている。この観点が重要だと思われる。

さて、この小論で問題にしたいのは、「良い法とはどんな法か」という問題設定ではない。「法を守るにはどうすればいいか」である。つまり複雑な人間関係を調停するシステムとして法を考えた場合に、そこに存する我々人間のもつ制約も考慮すべきだという論点だ。例えば我々は「意識して」法を守ることは難しい。すべての法を知っている訳でもないし、ある法の帰結をすべて理解しているわけでもない。だから「よい」法をつくればそれで全てが解決するとは言えない。完全に約束を守る人間や完全に契約を履行する人間を指定できないし、それを自覚にまかせることもできない。このような人間の制約を考慮することが必要だ。

客観的には法をつくることによって社会の秩序を求めるることは理解できる。しかし、法を守るはずの人が完璧な知能や合理性をもっているとは思えない。全くの悪人を考えなくても、普通の人でもミスをしたり少しあはいいかげんだったりする。これが限定された合理性の問題である。

ここに、工学の考えが必要になる。それが、フェイルセーフやフルプルーフの考え方である。ここでは失敗は急いで判断したことにあると考える。法の制定においては熟考されているだろう。しかしそれを使って生きるときには判断ミスなども起こりうる。ここをどうカバーするかが問題で

ある。(この論点は、パターナリズムとも近いものを含んでいる。)

さて、工学においても、いいルールといわれるものは、科学的研究によって多数得られているだろう。しかし、実はそれだけでは具体的に機械をうまく動かすことは難しい。例えば、ある大きさの断面をもつ鉄の棒に何kgの力をかけると折れ曲がるかということは、実験で確かめることができる。しかし、ここで得られた結果やルールは実験室という理想下での規則である。このことを理解した上で工学者はもの作りをやっている。だから、鉄骨構造の家を建てるときには、その実験結果をそのまま鵜呑みにして使ったりしない。材料の強度のばらつきや施工上の問題が生じることもあるので、安全率を見込んで材料の選択を行う¹⁰⁾。このように実際問題を扱う場合には、ルールを見つけることとは違う¹¹⁾試みを取り出す必要がある。それが、応用科学とみなされた工学からとり出したい教訓だ。

この論点を進めると、正しい法律やルールを定め、よい目的を見つけるだけでは現実の世界の問題解決には足らないことが分かる。この意味で帰結を重んじる場合には、工学の論点をはずすべきではないと思われる。もちろん倫理学にとってはつまらないことを問題にしているように思えるかもしれないが、リアルな条件の多様な側面を押さえておくことが差し当たり必要である。

さて、レオ・シュトラウスは、「ホップスの政治学は、人間の正しい生活とは何かという問い、すなわち人間の共同生活の正しい秩序とは何かという問いに対して、体系的かつ包括的に答えようとする、最初の独特な近代的試みである。」¹²⁾と述べている。政治学においても、倫理学においても「正しい」生活とは何であるかということが根本的な問題である。しかし、工学を典型とする考えは、「正しさ」については基本的に「幸福」、結果のよ

さを考える。もちろんこう言っても目的に応じて様々な幸福がありうる。さて、その上でここでは幸福を実現するための条件、もしくは制約を考える。これが工学を考慮するということだ。

つまり、原理主義、純粹主義はだめだ、ということが第一の論点である¹³⁾。どのような目的や幸福を実現するためにも、考慮すべき現実の制約を明示しなければならないと主張することがこの小論の目的である。我々は現実の世界に生きているのであるから、意味の無いユートピアについて語ってもしかたがない。そしてここでは現実の制約のうち、「複雑な世界」という条件に特に注目する。

法と道徳の相違はある。ただし、道徳性は実現困難である。つまり、自分で意識して決定することが必要である。しかし、これをすべての人に強制することはできない。もちろんある特定の人が道徳的であることを排除するわけではない。複雑な社会に生きている、普通の人にとっては合法性を基に考えるしかないだろう。ここでは規則の遵守が、自己意識にもとづくのではなく、罰の恐れに基づくことが違っている。そのため、内容に関しては論理的に吟味できず、完璧に帰結を知らなくても遵守できる。ある意味で社会に生きている人間が使用する情報量が減っていることに注意すべきだ。

さて、複雑な世界に生きるということは、人間はすべてを自分でコントロールできないということを理解することだ。これが複雑な世界での人間モデルの典型になる。いわば多くの普通人を「自由な人」と見るよりは、ある意味で禁治産者と似た立場にあるものとみなすことになる。これは普通の人の好みには合わないかもしれないが、それが初期条件だとすると、それに基づいて自分の生き方を決め、社会のあり方を考えていくしかない。また、人間は色々な仕方で過ちを犯す

ことがある。しかし、これはよくあることであり、特に落ち込まねばならないことではない。エラーを犯すということはいわば初期条件であり、それに基づいて、社会制度を考えたり、自己の生き方を考えたりする客観的な条件に過ぎない。

第4節 自律的個人という人間モデルが変更を受けている。

以上のように、人間の処理できる情報量を考えると、すべての人の善意、利他心に頼ることはできないことが理解される。するとある意味で、利己心をもった人ばかりの社会を考えてみる必要がある。もちろん、考え方や欲望の相違によって問題が起こるのは避けられない。そこをうまく調節するシステムが必要だ。これは、「市場社会」のモデルである。

利己的な人々の集まりは、全体としていい生活ができる可能性がある。これは、マンデヴィルの主張である。これが近代市民社会、市場社会で前提されている人間像である。つまり、自律的個人をモデルとした社会が考えられている。

さて、北川善太郎は¹⁴⁾、民法の近代モデルとして次の4点を挙げている。1.自由平等な人格（ホモ・エコノミクスを法制度化した、抽象的で平等な法的人格者概念）、2.自由競争（見えざる手による予定調和に基づく、私的自治の原則や契約自由の原則を含む。この調和は公序良俗を限界原理としている。）、3.私的所有（所有権は絶対権であり、天下万人に対してその権利を主張できる。）、4.個人責任（個人の行為に対しては、故意または過失にならない限り、個人として何ら責任を問われない。）

これは、近代的人間像をモデルにした法制度である。しかし、北川は更に、民法の現代モデルを主張する。これは法律の実践の中で生じてきた論点をまとめあげたものだと思われる。

1. 具体的人格の登場

近代モデルでは、行為無能力概念や責任無能力概念において、社会的経済的弱者に対する配慮にあったものの、その他の人格者の具体的な特性や能力は一切捨象されていた。

しかし、例えば、民法から分離した労働法は、経済的強者である使用者から経済的弱者である労働者を区別し、労働者人格に焦点を合わせた法律である。また独占禁止法も企業の規模に基づく抽象的法人格の具体化になっている。

2. 規制された競争

夜霧国家論が軌道修正されて、品質の維持、価格の適正化、産業の適正な発展を考慮して、行政が経済活動に積極的に介入する。このため、公序良俗に加えて、競争秩序を適正化するための実質的な法原則が重要になる。

3. 私的所有の社会的制約

土地所有権に加えられた種々の公的な制限、生命や安全からする一定の商品の生産・販売の制限、

4. 社会責任の台頭

交通事故や公害に関して、有責主義の修正や無過失責任の確立が試みられる。また、大量生産商品の欠陥による消費者の被害の救済や医療過誤に対する責任も伝統的な個人責任原理では対応しきれない。

このような傾向があるとすると、そのとき人格や責任に係わる1.と4.が気になる。人格を分類することは、すべての人を同等と見るのでない。この論点が要請されてきている。また、無過失責任というのも、通常ではとんでもないことである。過失もないのに非難され責任を追求されてはたまたものではない。

このような転換に含まれる一つの重要な特徴を見つけることができる。1.における区別は、根本的には情報をどれだけもっているかに由来するようと思える。2.の規制された競争に関しても、例え

ば薬品の安全性の管理は、私企業ではなく国に任せしかねないということに縁源するだろう。また4.の無過失責任も情報量に基づいて決定したように思える。また民法でいう善意の第三者と悪意の第三者の区別は、例えば盗品であることを知っていたかどうかという情報量の相違の問題になっている。この所有する情報量と処理できる情報量が人によって相違するという観点が、人格の概念の類別に影響しているように思える。

恐らく、「単純な」社会では責任にまつわるお互い同士の「因果関係」は直接明らかだったと思われる。しかし、複雑な社会ではそれが容易には知られない場合がある。この意味で、複雑な社会という条件は、自律的個人というモデルではうまく扱えないという帰結を生ぜしめている。

第5節 心理学等の知見によると、自己意識の役割は余り大きくない。

この北川の見通しを手掛かりにして、更に人間について考えていく。まず、近代人のモデルを再検討してみよう。そのとき、幾つかの学問の成果として、人間の判断や行動にとって自己意識は重要でないということが示唆されている。例えばフロイトの無意識の説によって、感情は自己意識とは違う無意識に由来するとされた。フロイトの理論はそれだけでは科学的な根拠が乏しいと思われるかもしれない。しかし、情動（感情）に関して、社会心理学者は、認知的不協和の理論や帰属理論を提案している。これは、「自己に対する内的な知識はきわめて不完全である。それは無意識的な推論によって補われているものであり、極言すれば自分とはもうひとりの他人であるにすぎない」というものだ。シャクターとシンガーの実験は、情動二要因理論の実証的根拠としてよく引用されている。それから判ったことは、人は自分の主観的な情動の経験を「決定する」ために、1) 自分の内

的状態と、2) その状態が生じている環境を評価するということだ。しかも、前者の生理的興奮は喜怒哀楽のどれにおいても実はよく似ているために、後者の自己帰属過程、認知的なラベルづけが実は大きな役割を果たすということだ。しかも、このラベルづけは、自己知覚と他者知覚において本質的な違いではなく、そのため認知の間違いが生じる¹⁴⁾。例えば、ロミオとジュリエット効果と言われているものは、2つの家の対立という不快な生理的興奮が、2人の愛の情動としてラベルづけが行われたというものである。そしてここで重要なのは、罪の意識といったものについても同様の実験結果があるということだ。つまり、生理的覚醒を罪として意識することも、環境の認知的評価に依存することが示されている¹⁵⁾。

また実は専門的知識に関しても、専門家が自分の判断を意識して下してはいないことが知られている。知識工学によって、専門家の知識をコンピュータに取り入れることを試みたときに、例えば医者は自分の診断の根拠を自分で明示できないし、明示してもそれが実際にに行っていることとは違うことが明らかにされた。

さて心理学とは全く別の論点が存在する。複雑適応系の研究で有名なサンタフェ研究所のホランドは、次のように論じる。環境に適応するということは、自己意識をもつことと独立である。例えば、多くのバクテリアは特別な酵素システムをもっており、それによってバクテリアはグルコースがより強く集中している方向に泳いでいく。つまり、暗黙のうちに、そういう酵素がバクテリアの世界の決定的な側面——つまり、化学物質が源から拡散するとその濃度が距離とともに薄くなるということ——をモデル化している。そしてその酵素が、同時に、暗黙の予測を暗号化している。高い濃度に向かって泳いでいけば、何か栄養のあるものが見つかりそうだ。人間も行うこのような

適応的な行動を説明するのに意識を持ち出す必要はない。環境からのフィードバックが重要だ。これこそダーウィンの偉大な洞察だった。いかなる超常的な力も必要とせずに、エージェントはその内部モデルを改善することができるのだ。エージェントはひたすらモデルを試し、モデルの予測が現実の世界でどの程度うまく機能するかを調べ、そして——もしその体験をうまく乗り越えて生き延びられれば——次回はもっとうまくいくようにモデルを調整する。もちろん生物の世界では、エージェントは個々の生物であり、フィードバックは自然選択によって与えられ、モデルの確実な改善は進化と呼ばれている。しかし認識の世界においても、そのプロセスは本質的には同じだ。エージェントは個々の人間であり、フィードバックは教師や直接体験から生じ、改善は学習と呼ばれている。いずれの場合も、適応的エージェントは、その世界が教えようとしていることをうまく利用する能力をもたねばならない。このようにホーランドは論じている¹⁷⁾。

これらの説はそれぞれ完璧に根拠づけられているとは言えないにしても、ある程度の実験結果を伴って確証されている。そして自己意識が人間の適応的行為にとっても重要でない可能性を少なくとも示唆している。つまり、動機や目的などに含まれる内省の報告というものは、人間の知的な活動、適応活動においても、報告をそのまま受け取っていいかどうかは疑問である。従って、人間行動の理解には自己意識に訴えない方が賢明だろう。つまり、良心への訴えかけというのは、その人がマインドコントロールされているから影響力をもつのか、いないから影響力をもつかわからないとすると、行動の根拠として良心を余り強調すべきでないようと思える。

ここでは、自由意志を人間がもっているかどうかを問題にしているのではない。また物体だけが

存在し、精神は存在しないという存在論的主張でもない。自我が自己の欲求や意図、考えなどについて直接的なモニタリングができることに疑問を提出しているだけである¹⁸⁾。自己意識や動機についてうまく語り得ないでも、人間はうまく行動できる。しかも普通意図的行為といわれるものも「間違い」が可能である。ここから、人間の行動に関して、自己意識を強調しすぎるモデルはあまり良くないと結論できるだろう。マインドコントロールをしようとするオウム真理教のような宗教集団の存在を考えると、少なくとも単純に人間の自由意志に基づく倫理学説はとれないというのが、この節の結論である。

第6節 自己決定は予見可能性を前提している。

意識の内部のモニタリングはともかくとして、法律上でも自己決定は重要な意味をもっている。私的自治の原則と言われる。しかし、自己決定も世界に対する見通しがなければ意味をもたない。注意義務違反、過失、故意といったものは、結果に関する予見可能性が前提となる。つまり、人間の行動において、自己意識よりも予測と結びつく知的能力の役割が大きいということだ。しかも人間はもちろん完璧な予測能力をもっているわけではない。この点が複雑系という論点と結びついている。また、多くのルールの総合、それぞれのルールが非線形であることによって、法則が知られていても、予測は困難になる。カオスも含めた複雑系の研究、シミュレーションの研究は、この論点を提示している。

古来、規則や法を分析、解析によって明示的にすれば、そこには完全な知識があって、そこから由来する問題解決は小さな問題だと思われていた。(ラプラスの魔はこの意味では自己決定の理想とも考えられる。)合理的存在ならば、そこからの帰結はすぐに得られるものだとみなされていた。

法則をもとにして結果を見つける問題は、その意味ではたいした問題ではないと思われていた。

さて、一般に問題解決は通常2つの引き続く段階に分けることができる。1つは計画の段階であり、問題をいかにして解くかを考える段階だ。そしてもう1つは実行の段階であり、前もって考えた計画を実行する段階だ。さて、実行段階では、どの瞬間にも唯一の状況だけが重要だ。すなわち、その瞬間に存在する1つの状況だけが問題で、計画に沿って実行される各動作は、その状況を次の状況へと変換する効果をもっている。各状況について、問題に関連するあらゆる細部に十分注意を払って適切に計画が組み立てられていれば、実行は計画を立てた人の予期した通りに正確に進行し、実行はあまり興味のもてない「掃除」活動に縮小される。数学やゲームやパズルのように、すべての事実が問題文のなかに正確に与えられていて、興味の持てる問題解決活動はほとんど純粹に計画するところにあるというような作業領域がこの場合に当たる。しかし、現実の物理的世界との相互作用がある作業領域では、計画が完全であることはめったにないので、実行段階は問題解決過程の重要な部分となる¹⁹⁾。このような観点からは、倫理の問題は立法の問題というよりも行政の問題とみなせる²⁰⁾。良い法が得られるのはよいことではあるが、その実行段階こそ倫理的に考慮すべきことである。限定された合理性しかもたない我々が、共同体の調和のような目的を具体的に実現しようとする。ここにこそ人間関係について考えるべき倫理的問題が存在するのだ。

さて、我々の現実の行動を考えてみると、一つの法を完全に守れるかどうかということが問題になっているわけではない。例えば、神との約束を完全に守るという一つの目標の達成ではない。そのため一方向に向かう目的の充足で話が終わるとは思えない。多数の人間が多くの規則を使いながら

生活している。そして多くの目的や法や制約がある場合には、それらを調和するとか、できれば最適化を行うことが必要になる。例えば民事事件の場合は、相互の権利関係が複雑に入り組んでいる。これが現実の問題状況だ。

つまり、法や法則の相互作用がある場合に、何が起こるかを予想できないところに問題がある。二酸化炭素排出に関する環境問題では、多数の人々の生存権のもとでどう多くの人を調和させるかが問題になっている。

人間関係についての問題解決を行うことを倫理学の一つの課題とすると、現実の社会の問題状況は絶対的な目的や理念を目指すというよりも、目的間のトレードオフが常態である。車の燃費を良くすると安全性が疎かになるというようなものだ。これは、例えば、新薬の認可と同じ枠組みで考えられる。臨床試験を徹底的にやると、副作用のない新薬を認可することになるかもしれない。しかし、そのために、認可の時期が遅れて、もっと早く認可すれば助かったかも知れない人々を死に到らしめることになるかもしれない。逆に、臨床試験を適当に切り上げると、良い薬がすぐに手に入るかもしれないが、もちろんその薬は致命的な副作用を含むことが見逃されてしまうかもしれない。

工学の立場では、多くの要因に関して最適化ができれば一番いい。しかし、それが難しいというのが、複雑系であり、人間の能力の有限性である。すると、副作用などの問題があった場合に、素早くそれに対処するシステムをつくることが社会全体の安全にとって大事になる²¹⁾。

第7節 責任に関する問題

また、自己意識がどの程度機能しているかに関しては多くの問題はあるにしても、行為の責任は考える必要がある。そして、その責任は、人間が

考えることができるということ、結果を予測できるということに基づくと思われる。つまり、問題が起こるのは、情報量が足らないことと、その処理能力が足らないことに由来する。ここで、必要とされるのは、定義を行う知性ではなく、結果を予測する知性である。

さて、機械や動物と人間との相違は、どのようなタイプの強制装置が必要になるかである。言葉で言ってもわからない機械や動物に対しては、それを直接改良するとか殺すといった手段を使う。しかし、人間には言葉による説得が行われる。例えば、人間は刑罰の規定があるためにある種の行動を差し控える²²⁾。刑罰による事前の威嚇は一般予防と呼ばれ、事後的な刑罰の賦課は特別予防と呼ばれている。これが罪刑法定主義の意義である。そして平野龍一も言うように、刑罰による動機づけが可能である心理状態での行為を「自由な」ものとしてその刑事責任を問い合わせ、不可能な心理状態は、「不自由な」ものとして免責する²³⁾。人間は思想や情報によって行為する。しかし、その動機は苦痛を避けるというものでも問題はない。ただし人間の予測能力は大きな役割を果たしている。

また、別の仕方で人間の責任を考えてみよう。人間の自由はどの程度あるのかよく分からぬが、少なくとも人を欺くことのできる量でそれを近似できるかもしれない。これは、アーメバーから猿まで同じ基準が使えるだろう。

事故や故障は、予め考えてあった安全のための条件を破られたことを意味する。実際にも、それによって問題が生じる。例えば、予想を越えた熱のためにコンピュータ内の配線が切れてしまうといった故障である。しかし、ハッカーのように人間はわざわざセキュリティーを破ろうとする。これは、悪い意図に帰すこともできるが、実はそのような結果を生じる力をもつことが重要だ。つまり、それだけの事故を起こさせるだけの情報や知

識をもっているということが重要である。

つまり、責任ということには、人間の予測する力や情報処理能力が重要な要因となっている。この意味で主観的とされる自己意識や良心といったものを強調せずに責任について語ることができる。

さて、複雑な世界という状況では、結果の予測が困難になる。これは、法則の非線形性や法則同士の相互作用に由来する事柄である。このとき人間の責任、さらには自由を考え直す必要が生じてくる。そして、その象徴がPL法である。

PL法(製造物責任法)は、製造物に欠陥があれば、過失がなくても損害賠償責任を負うというものだ。これ以前の考え方としては、過失責任主義があった。注意すれば損害発生の結果を回避できたはずであり、そうすべきであったのに回避しなかった、という不注意(過失)があったときに初めて責任を負うことにして、注意さえしていれば、責任を負うことなしに自由に行動してよいことになるので、積極的に活動がされることになる。

ローマ法の昔からあった「過失なければ責任なし」という原則が、産業革命に伴って脚光を浴びようになり、西欧各国で過失責任主義に基づく不法行為損害賠償ルールが確立されていった。しかし、近代工業の発展によって、利益の企業への集中と事故被害の多発や重大化が生じた。そのため、鉄道、航空機、電気事業等に無過失責任主義を導入していく。さらに、ハイテクノロジー製品の誕生やバイオテクノロジーの発達等、科学技術の進展と高度化、製品の複雑化に伴い、その製造過程について消費者には充分な知識も情報もなく、その消費者がメーカーに不注意や落ち度(過失)があったことを証明するのは著しく困難になってしまった。過失の証明がないと被害者が敗訴するという過失責任のルールの下では消費者に不利な結果になってしまふ²⁴⁾。

ここでは、製造物をつくる専門家と素人との区別をすることが要請されている。(この区別を認めることは、全ての人間が単なるバカな有限者とはいえないということだ。つまり、人間は情報処理能力に限界はあるが、ある分野に関してはなかなかうまくやれるということだ。) つまり、情報をもっている専門家には無過失責任を認めようというのだ。製造物に客観的に欠陥があるということだけで、製造業者は責任を問われることになる。ここでは、製造業者の自由な選択は認められていない。また消費者も製品に関する選択のできない木偶の坊のようなものとされている。

恐らく、複雑な社会ではそれぞれの分野ごとに専門家が必要となる。そして彼は多分「知らしむべからず、依らしむべし」という権限をもつことになる。もちろん、複雑な社会ではすべての分野のエキスパートはいないので、すべてにわたる支配者はいないかもしれない。しかし、それぞれの分野に関しても、誰にも文句を言わせない人々²⁵⁾がいることは、社会全体にとっては危険である。少なくとも、情報公開することによって、どこかの段階で彼らの使用した情報のチェックができるようにすべきであろう。

この考えは、工学の意味での安全性の備えと類似する。つまり、予め専門家に対する倫理規則を決めることも役立つであろうが、それだけですむ問題ではない。おかしな結果が生じた後、それをセンサーで検知し、チェックすることによって、余りにもひどい結果に陥ることだけは避けようとする。大きな機械システムではこういうチェックシステムは何重にも作られている²⁶⁾。

情報量の多さを利用して自己の利益を図る人はいる。これをどの程度限定できるかが一つの倫理学的な問題になる。情報をもつものが、持たない者を搾取することは許されない。情報はコントロールの手段だから、よけいに気をつけなければ

ならない。ただ、情報公開をするにしてもそのデータを素人が理解し処理することは難しい。結局、複雑な社会で我々がうまく生きるためにには、ある程度専門家に頼らねばならないのは事実である。しかし、彼らを完全に信頼することもできない。このタイプのトレードオフをどう調和させるかという問題は、工学が典型的に扱う問題と類似しているというのが私の見通しである。工学が複雑系を扱う学問であり、倫理学が複雑な社会を扱わざるを得ない限り、倫理学が工学に学ぶことはあると思われる。

第8節 結論

結局、複雑な社会において我々が考えるべき哲学的問題は、良心や自己意識のような問題ではない。人間のモデルとしては、個人のもつ情報量、そして個人の情報処理能力が大きな意味をもつ。それが個人の責任の起源となる。またこのときの情報処理能力は予見可能性とも言い換えることができる。そのため、多くの法則が関与し相互作用する複雑な世界では、十戒を完全に守れるかどうかというタイプの問題設定で、人間関係の問題を扱うことはできない。人間同士の相互関係こそが、考えるべき問題である。複雑な社会では、多大な予測可能性をもつ専門家とそこまでもいかない素人との区別が必要になる。そして、専門家に対しては、無過失責任に近いものを求めざるを得なくなる。これが複雑系の倫理学の問題の発端である。

つまり、専門家に無過失責任を認めるということは、ある意味で素人である個人の自己決定が制限されることである。そして、その制限の下である程度、池に落ちないための防護柵のようなものをつくらないと、人間の社会はうまく動かない。そして実際にこのような仕方で社会がある部分はつくられている。

個人的な信頼（約束を守る）の方向からではなく、節度（ロバスト、安全性）の方向から倫理の問題を考えていきたい。前者と結びつく主体性の強調は、多くのことを意識して判断しなければならないという点で余りにも過大な条件を人間に課した上で、社会の秩序を考えているように思える。従って、主体性「だけ」をもとにした社会のコントロールシステムは構造的な不安定性を含むシステムになるだろう。もちろん第3節で述べたようなタバコのポイ捨ての問題にしても、個人の主体的な問題の自覚をうながすことによって、比較的小さなコストで社会の安定性を増すことができるかもしれない。その意味で倫理的キャンペーンに基づく秩序も認められる。しかしマインドコントロールは嫌だという点での思想信条の自由を認めるべきであるし、意識的に規則に従うことは一人の人間として非常にきつい情報処理を強いられる。そして、よい法律（これは誰が決めるのかという根本問題はさておいても）さえ作ればそれで済むと考えているようなので、倫理キャンペーン型の秩序維持方策はあまりとりたくない。

すると社会の秩序に関する人間の能力は感情よりも知性を中心と考えることになる。しかもこの知性は限定された合理性である。そのため、専門家に従うという意味でのパターナリズムは必要だが、専門家を完全に信じるわけにはいかない。厚生省の薬害事件もこの点を示している。従ってこのようなことを考慮した社会システムが必要となる。

また、情報処理能力の限界は、昔からの伝統に従うという意味での保守的な行動様式に導く。それによって、そのたびごとの情報処理が少なくてすむからだ。これは、同じ宗教をもち、人種を含めた同質の生活様式を求めることにつながり、そこでの礼儀作法の重視という生き方の選択になる。ただし、同質であるがゆえに、その中の些

細な違いが重要になるために、その場合にも相互の対立がなくなるわけではない。隣近所の人々との密接な人間関係に辟易している人もいる。

複雑な社会のシステムは保守的であることが基本的には悪くないといえる。ただし、そこにはいろいろな問題が含まれている。この意味で複雑な社会システムを具体的に（これはまさしく科学と対比された工学の姿に似ている）考えていくことが、複雑系の倫理学の課題となる。

文 献

- 1) この論文は、1996年12月21日に京大・西洋哲学史懇話会（於：楽友会館）で口頭発表した草稿に大きな修正を加えて成立した。その時に、有益な質問をして下さった方々、特に山脇雅夫氏には感謝します。
- 2) 「市場の秩序学」塩沢由典、筑摩書房
- 3) 「第3版への序文」「経営行動」ハーバート・A. サイモン 松田武彦・高柳暁・二村敏子 共訳 ダイヤモンド社 p. 30
- 4) 「人間の学としての倫理学」和辻哲郎 岩波全書
- 5) 韓非子 第49篇 五蠻篇 四
- 6) カオス理論で例示されているように、初期値の小さな相違（ボタンの掛け違い）によって、結果が大きく異なることにもなる。
- 7) 「感情」戸田正直 認知科学選書24 東大出版会 特にp. 22f.
- 8) 「現代法理論」田中成明 有斐閣ブック p. 84f. のまとめによる。
- 9) つまり、支配者一被支配者の観点から法を理解するのでなく、第二節でも述べたように、「法」とは、多くの人が①平等に従う②予め設定した③明示的規則のことだと考えている。この3つの特性に注目した規則、ルールをここでは考えている。
- 10) このあたりの分かりやすい実例については、例えば『人は誰でもエンジニア』ヘンリー・ペトロスキ 北村美都穂 訳 鹿島出版会を参照。
- 11) 「正しいルール」を見つけること、そしてその正当化を行うことは古来哲学の仕事であった。科学哲学においても、科学法則の発見とその正当化は中心問題になっている。しかし、この小論ではこの中心問題をあえて避けて、倫理学を考

- えようとしている。
- 12) p. 1 「ホップスの政治学」レオ・シュトラウス 添 谷育志・谷喬夫・飯島昇蔵 共訳 みすず書房
 - 13) ベルリンの壁崩壊以後の現代社会における「紛争」や「虐殺」を導くものとして、「純粹さへの意志」があるという論点を提示している人もいる。『危険な純粹さ』ベルナール=アンリ・レヴィ 立花英裕 訳 紀伊国屋書店
 - 14) 「レクチャー民法入門」北川善太郎 有斐閣リブレ 22
 - 15) これらの認知に関わる論点に関しては「サブリミナル・マインド」下條信輔 中公新書 また、『マインドウォッキング』ハンス・アイゼンク、マイケルアイゼンク 田村浩訳 新潮選書を参照。
 - 16) この点に関しては、「自己知覚」C. L. クラインク 島津一夫監訳 誠信書房 pp. 17-21 に幾つかの実験例が述べられている。
 - 17) 以上の論点は「複雑系」ミッチャエル・ワールドロップ 田中三彦・遠山俊征 共訳 新潮出版 p. 233ff., Complexity ; the emerging science at the edge of order and chaos by M. Mitchell Waldrop Simon & Schuster 1992 pp. 177ff. による。
 - 18) 「自然の事物はすべて法則に従って働く。ひとり理性的存在社のみが法則の表象に従って行為する能力を、すなわち意志を有する。」とカントは『道徳形而上学原論』で言っている。しかし、以上の論点をもとに考えると、このカントの意味での意志を我々がどの程度もっているといえるだろうか。少なくとも、「法則の表象に従って行為する」ということをそれほど自明なものとして前提できないことは理解されるだろう。しかも、また、我々は(少なくとも私は)自分の格率を意識しているようには思えない。これは、カントのような仕方で、格率を基にしてその普遍化を考えるという問題を立てられないということを意味する。我々は諺や格言を生きる指針にすることもあるが、これはヒューリスティックであって、カントの意味での格率にはなりえないことに注意すべきである。また、おもしろいことに、中庸というのも、この格率にはなりえない。これは、結果を考慮したもの、他人を考慮したものになっている。
 - 19) このように、人工知能学者 B. ラファエルは「考えるコンピュータ」溝口文雄・内田ユリ子・岩松聰 共訳 近代科学社 p. 159f. で述べている。
 - 20) うまい意思決定や戦略が問題になるところでは、法が厳格である必要はないかもしれない。法は指針で十分かもしれない。これは、法の内容に関して論理的整合性を余りに強調しすぎないことを含意しうる。ここでは、大規模なコンピュータのプログラムが念頭にある。
 - 21) 工学ではこのタイプの安全性について、フェイエル・セーフ、フル・ブルーフ、更にメインテナンスといったものを考えている。例えば、「工学はどういうタイプの学問か」拙論 近世哲学研究 第二号 (1995) を参照。
 - 22) 現代では(地域社会でなく)マスコミが安全やモラルに関する情報を与えている。特に、ワイドショウが実際には大きな影響力を持っているという点も、一考に値する。
 - 23) 「刑法の基礎」平野龍一 東京大学出版会 また、「行為と責任〔実定法学の立場から〕」町野朔 in 「法哲学と実定法学の対話」星野英一・田中成明編 有斐閣 も参照。
 - 24) これらの論点については、「わかりやすい製造物責任法」加藤一郎・中村雅人 有斐閣 を参照した。
 - 25) 設計や製造を行うのも、一人では無理である。その意味では、複雑な社会においては一人で全てを支配することは難しい。
 - 26) AIにおいても公理からの推論だけでは、現実の世界に適応する知性を作ることは無理だ、ということについての合意がある。全てを頭の中だけでは決められない。世界からのフィードバックが必要だ。